

件名	愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年4月14日公布、平成30年10月1日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の一部が改正されたことに伴う規定整備</p> <p>○引用条項ずれの改正（条例第5条中第4項及び第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第43条の3の33第2項 ⇒ 第43条の3の34第2項 ・原子炉等規制法第43条の3の33第3項 ⇒ 第43条の3の34第3項 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 愛媛県核燃料税条例の概要</p> <p>（1） 原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として設けた法定外普通税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価額割：発電用原子炉へ挿入された核燃料の価額に対して課税（税率：8.5パーセント） ・出力割：発電用原子炉の熱出力に対して課税（税率：運転中は1,000キロワットにつき40,000円、廃炉作業中は1,000キロワットにつき30,000円） <p>（2） 有効期間：平成31年1月15日まで</p> <p>2 法改正の概要</p> <p>（1） 原子力施設の検査制度の見直し（事業者・国の検査が混在→事業者が自ら検査を行い、その実施状況を国が確認・監視する仕組みの導入）</p> <p>（2） 事業者に対し事業開始段階から施設の廃止措置に係る方針の作成・公表を義務付け 等</p>	